

# マイナ保険証を作りましたよ！



令和6年12月2日より

現行の健康保険証が廃止します！

原則、保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（マイナ保険証）で医療機関等を受診しましょう！

経過措置として、現行の保険証は  
事務所移転予定の令和7年8月末まで  
使用可能です



ニチバン健康保険組合では  
被保険者の申請に基づいて  
「資格確認書」を交付します！

令和6年12月2日以降の「資格確認書」申請時期

- ・新規加入者・・・資格取得時等
- ・既存加入者・・・現保険証が使用不可となる頃

「資格確認書」の発行には時間が大変かかるため  
マイナ保険証の取得を推奨いたします！

※「資格確認書」とはマイナ保険証を保有していない  
方等に発行される保険証に代わる書類です